

東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月18日

東大和市長 和地 仁美

東大和市規則第67号

東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

別表中「１，３００円」を「１，３５０円」に、「１，２８０円」を「１，３３０円」に、「１，２７０円」を「１，３２０円」に、「１，２５０円」を「１，３００円」に、「１，２３０円」を「１，２８０円」に改める。

附 則

- １ この規則は、令和８年１０月１日から施行する。
- ２ 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る報酬について適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。